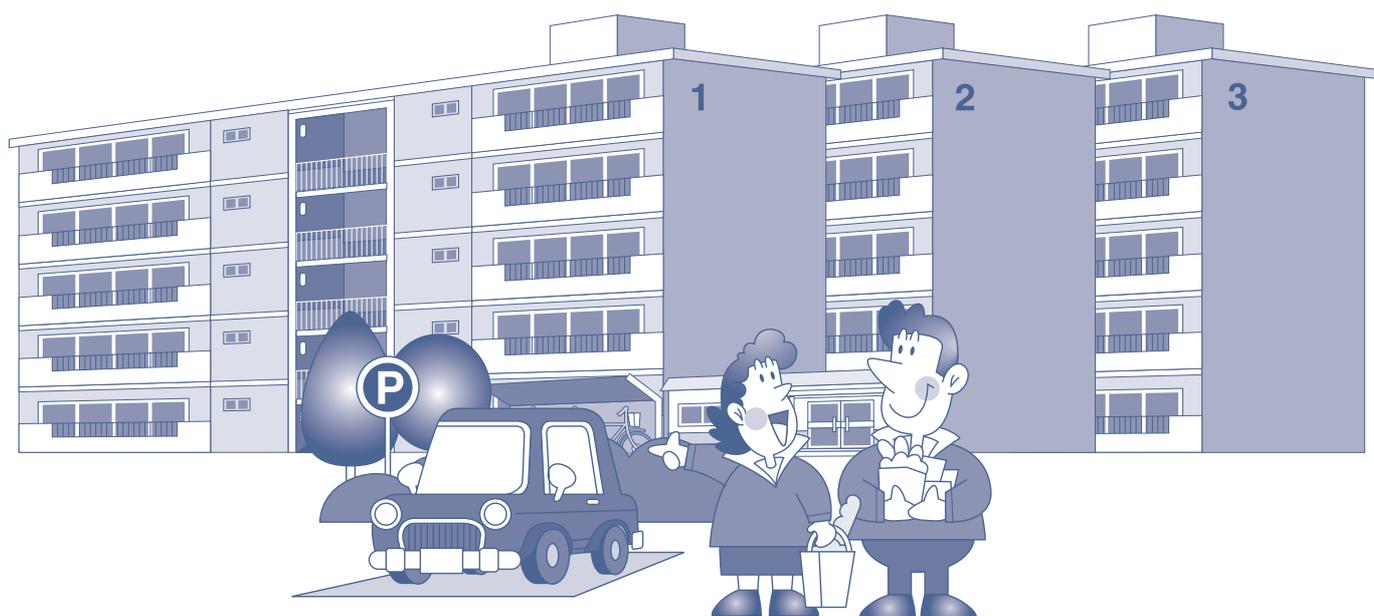


# 大阪府営住宅駐車場利用について





## 1. 駐車場の利用条件

府営住宅の駐車場の利用に際しては、原則として次の①～⑦のすべての条件を満たしていることが必要となります。

- ① 当該住宅の入居者又は同居者で自動車を所有（使用）していること。
  - ・他人名義の車の場合は、利用承認後1ヶ月以内に名義変更をすることが条件です。ただし、同居しない親族が所有し、申込者が専有している場合は、認められます。（別途証明書の提出が必要）
  - ・これから自動車を所有（使用）しようとする方は、利用承認後1ヶ月以内に車を所有することが条件です。  
これらの場合、誓約書が必要です。
- ② 車のサイズが、長さ490cm、幅180cm以下であること。（住宅によっては誓約書の提出により、幅185cmまで認められる場合があります。）  
ただし、機械式駐車場及び立体駐車場は、メーカー等の定める制限による。
- ③ 申込者が運転免許証を持っていること。
- ④ 申込みは、1住戸に1台であること。（空区画が多い場合は、2台目の利用が認められる場合があります。）
- ⑤ 府営住宅家賃・駐車場使用料を滞納していないこと。
- ⑥ 書面により、住宅の明け渡しを求められていないこと。
- ⑦ 暴力団員でないこと。

日常生活に他人の支援が必要な場合の「生活支援等利用」や勤務先所有の自動車での「通勤利用」の申込みについては、別途書類が必要となりますので、申込時におたずねください。

（住宅によっては、生活支援等利用・通勤利用の申込みができない場合があります。）



## 4. 駐車場使用料及び保証金

使用料（月額）	5,000円～13,000円 （屋根付き1,000円加算）
保証金	使用料の3ヵ月分に相当する額

- ・保証金は、駐車場返還後に精算のうえ、後日還付します。
- ・入居者又は同居者に身体（精神）障がい者の方がおられ、「駐車禁止除外指定車」の標章を受けている方は、使用料の免除等の措置を設けていますので、下記書類を添付して申し込んでください。毎月20日までに申し込んだ方が、翌月から受けることができます。ただし、収入超過者、高額所得者、収入未申告者、家賃・駐車場使用料の滞納がある場合は、適用対象外となります。  
なお、使用料の免除を受ける場合でも、保証金の振込及び口座振替の手続きは必要です。

1. 「駐車禁止除外指定車」の標章(写)  
※ただし、介護者（主たる運転者）については入居者、同居者に限る。
2. 身体障がい者手帳(写)、療育手帳(写) 又は精神障がい者保健福祉手帳(写)

- ・月々の使用料は、口座振替により毎月末日（休日または土曜日の場合は翌営業日）に自動引き落としとなります。
- ・口座振替のできる金融機関は、ゆうちょ銀行（郵便局）と次の一覧表（4頁参照）に記載の銀行等です。



## 口座振替取扱金融機関一覧

〈国内所在の店舗で口座振替できる金融機関〉		〈大阪府内所在の店舗で口座振替できる金融機関〉	
都市銀行	第二地方銀行	信用金庫	農業協同組合
りそな銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 あおぞら銀行 みずほ銀行 新生銀行	東京スター銀行 富山第一銀行 福邦銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 大正銀行 みなと銀行 徳島銀行 香川銀行 愛媛銀行 高知銀行	信金中央金庫 大阪信用金庫 大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫 大阪商工信用金庫 永和信用金庫 北おおさか信用金庫 枚方信用金庫 尼崎信用金庫 京都信用金庫	大阪府信用農業協同組合連合会 北大阪農業協同組合 高槻市農業協同組合 茨木市農業協同組合 大阪北部農業協同組合 大阪泉州農業協同組合 いずみの農業協同組合 堺市農業協同組合 大阪南農業協同組合 大阪中河内農業協同組合 グリーン大阪農業協同組合 北河内農業協同組合 大阪東部農業協同組合 九個荘農業協同組合 大阪市農業協同組合
地方銀行		信用組合	ゆうちょ銀行
七十七銀行 群馬銀行 千葉銀行 北陸銀行 北國銀行 福井銀行 静岡銀行 大垣共立銀行 十六銀行 三重銀行 百五銀行 滋賀銀行 京都銀行 近畿大阪銀行 池田泉州銀行 南都銀行 紀陽銀行 但馬銀行 鳥取銀行 山陰合同銀行 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行 百十四銀行 伊予銀行 四国銀行 肥後銀行 大分銀行 鹿児島銀行 西日本シティ銀行	信託銀行	全国信用協同組合連合会 大同信用組合 成協信用組合 大阪協栄信用組合 大阪貯蓄信用組合 のぞみ信用組合 大阪府医師信用組合 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	
	その他	労働金庫	
	株式会社商工組合中央金庫	近畿労働金庫	

## 5. 駐車場利用の手続きについて

利用資格に適合した方は、書類をお送りしますので、下記の手続きを行ってください。

### ①保証金の振込

- ・ 所定の用紙（大阪府営住宅駐車場利用者保証金納付書）にて、金融機関で振り込んでください。（ゆうちょ銀行（郵便局）では取り扱えません。）
- ・ 前頁の取扱金融機関一覧に記載の金融機関の本・支店の窓口で振り込む場合、手数料は不要です。
- ・ 利用の承認手続きの際に金融機関の領収印を押した振込金受領書を提示してください。

### ②自動引き落としを行うための振替依頼

- ・ 所定の用紙（駐車場使用料口座振替依頼書・自動払込利用申込書）に必要事項を記入のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）又は、前頁の取扱金融機関にて手続きしてください。  
手続き後受付印を押した口座振替依頼書・自動払込利用申込書（お客様控）の写しを提出してください。

## 6. 駐車場利用承認後の手続き

### ①車庫証明

- ・保管場所使用承諾証明書交付依頼書
- ・委任状（利用者及び同居者以外が申請する場合）
- ・上記書類その他必要とされる書類を提出してください。
- ・車庫証明を発行できる車両は、原則自家用で、かつサイズが長さ490cm、幅180cm以下であることが条件となります。（住宅によっては、誓約書の提出により、幅185cmまで認められる場合があります。）
- ・発行手数料は、1件につき1,000円です。
- ・証明書発行時には、印鑑を持参してください。
- ・新規申込、地位承継の場合、大阪府の審査後、証明書の発行となります。  
なお、以下の場合は申請があっても証明書を発行しません。
- ・利用者の資格に適合しないとき。
- ・駐車場を利用できる自動車の要件に適合しないとき。
- ・駐車場使用料または家賃を滞納しているとき。
- ・保管場所使用承諾証明書が不正に使用される恐れのあるとき。
- ・駐車場の明け渡しを請求されているとき。

### ②車の変更

- ・利用承認車両に変更があった場合は、**保管自動車変更届**に自動車検査証の写を添えて、1ヶ月以内に提出してください。
- ・変更された内容は、所轄の各管理センター（裏表紙参照）より所轄警察署に届けます。

### ③利用者の変更

- ・利用者に変更があった場合は、所定の書類に必要事項を記入の上、提出してください。  
但し、承認を受けている同居者への変更に限ります。

### ④駐車場の返還

- ・退去又は、承認車両を使用しなくなる等の理由で、駐車場を返還しようとする場合は、返還日の30日前までに**駐車場返還届**を提出してください。
- ・保証金の精算に伴う返金分は、返還届に記入の口座へ1～2ヶ月後に振り込みます。  
上記のほか各種申請・届の受付は、所轄の各管理センター（裏表紙参照）で行います。

## 7. 留意事項

### ①補欠登録

- ・当該住宅に空区画がない場合は、申込受け付けの後に、補欠登録を行います。空区画が発生した場合、登録順に駐車場利用の連絡を行いますので、それまでは住宅外に必ず駐車場を確保しておいてください。

### ②利用停止及び区画の変更

- ・大阪府（指定管理者を含む）では、住宅団地を良好に維持していくために、住宅・共同施設及び駐車場等の改善・修繕工事を実施しています。  
工事の実施に伴い、一部駐車場において利用できなくなる場合や、利用区画の変更が必要になる場合があります。

### ③損害の賠償義務

- ・大阪府（指定管理者を含む）では、団地内又は駐車場内において盗難、自動車の接触、衝突等によって生じた損害及び天災地災によって生じた損害について、一切その責めを負いません。
- ・駐車場の利用停止又は明渡しによって生じた損害についても、その責めを負いません。

### ④以下の行為をしたときは、駐車場の利用承認を取り消されることがあります。

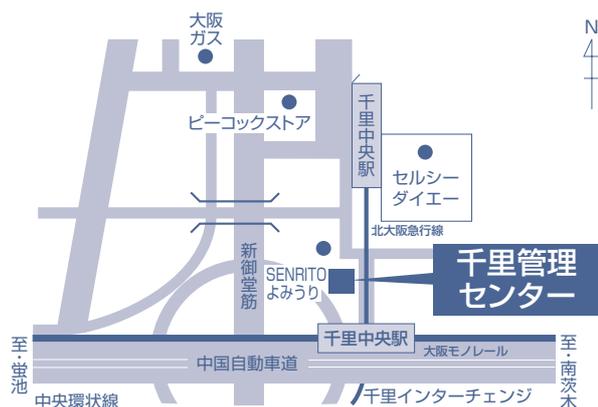
- ・不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- ・利用者の資格を失ったとき。
- ・駐車場使用料を3ヶ月以上滞納したとき。
- ・利用の権利及び義務を他人に譲渡したり、転貸したとき。
- ・駐車場に模様替や工作物を加えたり、その他駐車以外の目的に使用したとき。
- ・駐車場に危険物などを持ち込んだとき。
- ・他の自動車の駐車を妨げる行為をしたり、管理上支障となる行為をしたとき。
- ・暴力団員であることが判明したとき。

### ⑤料金の改正

- ・利用料金は、社会経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により改正することがあります。なお、改正する場合は、事前に通知します。

## 千里管理センター

- 所在地 〒560-0082  
豊中市新千里東町1-1-5  
大阪モノレール千里中央ビル 4階
- 電話 管理課 (06) 6833-6314  
(駐車場、退去、相談関係)  
入居サービス課 (06) 6833-6942  
(各種申請、届出関係)  
(06) 6833-6929  
(家賃、減免申請関係)  
施設課 (06) 6833-6351  
(修繕関係)
- F A X (06) 6871-1062
- 管理区域 豊中市、池田市、吹田市、箕面市



## 泉北ニュータウン管理センター

- 所在地 〒590-0115  
堺市南区茶山台1-2-1  
泉ヶ丘センタービル 2階
- 電話 管理課 (072) 343-5560  
(駐車場、退去、相談関係)  
入居サービス課 (072) 343-5562  
(募集、家賃、申請届出関係)  
施設課 (072) 343-5563  
(修繕関係)
- F A X (072) 293-0332
- 管理区域 堺市南区(泉北ニュータウン)

